

2026年ネパール洪水救援金 口座情報

1 救援金名称

「2026年ネパール洪水救援金」

2 受付期間

令和8年9月3日（木）から令和8年11月30日（月）まで

3 義援金受付口

日本赤十字社本社

①ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号 00110-2-5606

口座加入者名 日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）

※通信欄に「2026年ネパール洪水救援金」とご記載ください。

※受領証の発行を希望する場合は、併せて通信欄に「受領証希望」とご記載ください。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。

②メガバンク口座

・三井住友銀行 すずらん支店 （普）2787815

・三菱UFJ銀行 やまびこ支店 （普）2105819

・みずほ銀行 クヌギ支店 （普）0623757

※口座名義はいずれも「日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行を希望する場合は、直接、本社パートナーシップ推進部（FAX：03-3432-5507）に
救援金名、氏名（受領証の宛名）、住所、電話番号、寄付日、寄付額、振込人名、振込先金融機
関名及び支店名をご連絡ください。または、日本赤十字社ホームページ内、2026年ネパール
洪水救援金ご案内ページ (<https://www.jrc.or.jp/contribute/help/2026nepal/>) の事前登録ボタ
ンからも受領証発行のお手続きが可能です。

4 税法上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第4項の規定
に基づく寄附金に該当します。

5 その他

①物品については、取り扱いしておりません。

②お寄せいただいた救援金は、国際赤十字・赤新月社連盟、赤十字国際委員会、ネパール赤十字社
および日本赤十字社が行う、被災者への救援・復興支援活動、防災・減災活動等に活用されます。

③この災害に関する日本赤十字社の対応については、ホームページをご覧ください。

(<http://www.jrc.or.jp>)